

---

プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	電子記録移転有価証券表示権利等の保有者における発生及び消滅の認識の時期に関する論点

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、電子記録移転有価証券表示権利等の保有者における発生及び消滅の認識の時期に関する論点について、検討の方向性に関するご意見を伺うことを目的としている。

## II. 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理

### 電子記録移転有価証券表示権利等の保有者における発生及び消滅の認識の時期

#### 論点

2. 電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、既存のみなし有価証券と同一であると考えられることから、電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理については、基本的に、現行の有価証券に係る定めに従うこととすることが適当であると考えられる。
3. 現状、電子記録移転有価証券表示権利等の私法上の取扱いは必ずしも明らかではなく、例えばブロックチェーン上の残高が移転しても、第三者対抗要件の具備が必ずしも完結するわけではないとされている。このため、電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅を認識する時期について、現行の有価証券に係る定めを適用すべきかどうか、検討する必要がある。

#### 前回の審議の状況

4. 2021 年 12 月 22 日に開催された第 142 回実務対応専門委員会及び 2022 年 1 月 12 日に開催された第 471 回企業会計基準委員会において、電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅については、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）における考え方に基づき、「売買の合意が成立した時点」において認識することを提案した。

5. 前項の提案は、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約における「約定日」がどの時点なのか明確でない場合も生じ得ることを踏まえたものであった。すなわち、電子記録移転有価証券表示権利等の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえると、「約定日」がどの時点なのか明確でない場合も生じ得ると考えられることから、電子記録移転有価証券表示権利等においては、金融商品実務指針の考え方に基づき、売買の合意が成立した時点において発生及び消滅の認識を行うことを定めることが考えられた。
6. 本資料第4項の事務局提案に対して、2022年1月12日に開催された第471回企業会計基準委員会において、電子記録移転有価証券表示権利等においても、従来の有価証券と同様に、約定日から受渡日まで一定の期間がある取引が生じることも想定されるため、金融商品実務指針における例外的な定めである約定日基準と同等の認識規準のみを定めることについて懸念する意見が聞かれた。

### 審議において聞かれた意見を踏まえた考察

7. 従来の有価証券（本資料において、電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないみなし有価証券を指す。）の売買契約については、金融商品実務指針第22項において、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合に約定日基準で認識することが定められている。

また、金融商品実務指針第23項において、「受渡しに係る通常の間」に関する定めを置いており、約定日から受渡日までの期間が「通常の間」より長い場合には、「市場性ある有価証券については、通常の間内に受け渡す有価証券の売買価格に受渡日までの期間の金利等が反映された先渡価格が売買価格となるとともに、売手は、通常、受渡期限まで所有している当該有価証券の経済的便益を享受できるので、売買契約を買手も売手も先渡契約として約定日に認識」し（金融商品実務指針第236項）、有価証券そのものの発生及び消滅の認識の時期は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）が定める原則（金融商品会計基準第7項から第9項）に従うとしている。

8. そこで、電子記録移転有価証券表示権利等においても、前項に記載の金融商品実務指針における定めと同様の定めを置き、売買の合意が成立した時点で認識を行う場合を限定することを検討する。

具体的には、電子記録移転有価証券表示権利等について、金融商品実務指針における「約定日」、「受渡日」及び「受渡しに係る通常の間」に相当するものをどのように定めるかが論点となる。これらのうち、「約定日」については、金融商品実務指針における考え方（売買対象となった有価証券そのものを、売買契約を締結した

時点において認識するとの考え方)に基づき、「売買契約を締結した時点」とすることが考えられる<sup>1</sup>。

以下では、電子記録移転有価証券表示権利等の売買において、「受渡日」及び「受渡しに係る通常の間」に相当するものについての検討を行う。

(「受渡日」に相当する時点の定め)

9. 電子記録移転有価証券表示権利等は、無形物であり、また、電子記録移転有価証券表示権利等の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえると、「受渡日」がどの時点なのか明確でない場合も生じ得ると考えられるため、「受渡日」を基礎とした認識の定めを置くことは適切ではないと考えられる。
10. ここで、従来の有価証券の売買契約において、約定日から受渡日までの期間が「受渡しに係る通常の間」より長い場合及び市場の規則又は慣行がない場合には、一般に「受渡日」において有価証券そのものの発生及び消滅が認識されていると考えられる。これは、通常、金融商品会計基準の原則に従って有価証券そのものの発生又は消滅を認識する時点(すなわち、有価証券そのものに対する権利が生じた時点又は有価証券そのものに対する支配が他に移転した時点)は「受渡日」であるためと考えられる。
11. そのため、電子記録移転有価証券表示権利等の売買において、金融商品実務指針における「受渡日」に相当するタイミングを、電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点<sup>2</sup>とすることが考えられる。

---

<sup>1</sup> 第471回企業会計基準委員会において提案していた「売買の合意が成立した時点」は、金融商品会計基準第7項における「金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したとき」と同じ時点であると考えられることから、金融商品会計基準と整合するよう「売買契約を締結した時点」としている。

<sup>2</sup> 金融庁による「金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)」2-2-2において、「金商法第2条第3項に規定する電子記録移転権利は、電子的な方法によって事実上多くの投資者間で流通する可能性が生じることから、同項に規定する第一項有価証券とされている。電子記録移転権利に該当するか否かは、このような趣旨も踏まえ、個別具体的に判断する必要があるが、契約上又は実態上、発行者等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿(当該帳簿と連動した帳簿を含む。以下「電子帳簿」という。)の書換え(財産的価値の移転)と権利の移転が一連として行われる場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当することに留意する。(後略)」とされている。

また、金融庁による「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」177番には、「第三者対抗要件を具備することなく移転することができる権利にあっては、第三者対抗要件を具備していない場合であっても電子記録移転権利に該当し得ると考えられます。」とされている。

その場合、実務対応報告の結論の背景において、以下を示すことが考えられる。

- 電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点は、個々の権利ごとの根拠法に基づき判断することが考えられること
- 受渡日が明確である場合<sup>3</sup>には、受渡日を電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点として扱うこと

### （「受渡しに係る通常の期間」に相当する期間の定め）

12. 金融商品実務指針第 23 項において、「受渡しに係る通常の期間とは、原則として、我が国の上場有価証券については、証券取引所の定める約定日から受渡日までの日数など、金融商品の種類ごとに、かつ、市場又は取引慣行ごとに、通常受渡しに要する日数をいう。」と規定されている。

この点、電子記録移転有価証券表示権利等の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえると、実務上、市場の慣行であると合理的に考えられる日数を判断することは困難であると考えられることから、従来の有価証券における受渡しに係る通常の期間に関する定めを、電子記録移転有価証券表示権利等に対して適用することは適切ではないと考えられる。

13. ここで、金融商品実務指針において、有価証券を約定日基準で認識することを定めた理由の 1 つとして、通常受渡期間による売買契約を締結した有価証券については、受渡期間が短いため、約定日において金融資産の消滅の認識における法的保全の要件（現物を引き渡さなければ第三者対抗要件がないこと。）を満たしていなくとも、短期間に受渡しが行われ法的要件を満たすことが説明されている（金融商品実務指針第 234 項）。

そのため、電子記録移転有価証券表示権利等の売買取引についても約定日に相当する時点で認識することとする場合、約定日に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期間が短期間であるときに限定することが考えられ、また、約定日に相当する時点から短期間に第三者対抗要件が満たされることが想定される必要があると考えられる。

---

本資料第 11 項における「電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点」は、電子帳簿の書換え（財産的価値の移転）と一連としてなされる権利の移転が行われた時点を想定している。

<sup>3</sup> 電子記録移転有価証券表示権利等の取引において、取引の成立日から起算して 3 営業日目を「受渡日」としている事例がみられる。

この点、電子記録移転有価証券表示権利等の売買取引において、取引の安定化を図るために、約定日に相当する時点から短期間に第三者対抗要件の具備が完了する設計がなされることが想定されること、及び既存の事例<sup>4</sup>においても短期間に第三者対抗要件の具備が完了する設計がなされていることから、約定日に相当する時点から短期間に第三者対抗要件が満たされることが想定されると考えられる。

14. 以上より、電子記録移転有価証券表示権利等の売買においては、売買契約を締結した時点（金融商品実務指針における「約定日」に相当する時点）から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点（金融商品実務指針における「受渡日」に相当する時点）までの期間が「短期間」であるかどうかに応じて認識時期を定めることが考えられる。

### （「短期間」の判断）

15. 前項のとおり、売買契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が「短期間」であるかどうかに応じて認識時期を定める場合において、「短期間」がどの程度の期間を指すのかが論点となる。
16. ここで、従来、金融商品取引法第2条第2項各号に規定されるみなし有価証券については、流通する蓋然性が低いものとして第二項有価証券に分類され、原則として開示規制の対象外とされてきたが、ブロックチェーンをはじめとする分散型台帳技術等を活用する場合、株式等と同様に事実上流通し得ることを踏まえ、そのようなものを、2019年に改正された金融商品取引法においては「電子記録移転権利」と定義し、市場性のある有価証券と同様に第一項有価証券に含めることで原則として開示規制が課されることとなり、一部の場合を除き、証券会社等が扱うこととなった<sup>5</sup>。

このような金融商品取引法の改正の趣旨を踏まえると、電子記録移転有価証券表示権利等における「短期間」を検討するにあたり、取引慣行の確立している上場株式における受渡しに係る期間を参考にすることが考えられる。

17. そのため、「短期間」の判断については、「我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間と概ね同期間であるかどうかに基づいて判断することが考えられる。」とのガイダンスを示すことが考えられる。

<sup>4</sup> 電子記録移転有価証券表示権利等の発行事例については別紙1参照。

<sup>5</sup> 電子記録移転有価証券表示権利等については、一部の場合を除き、第一種金融商品取引業（金融商品取引法第28条第1項）の規制が適用される。

18. なお、電子記録移転有価証券表示権利等においては、第13項に記載のとおり、約定日に相当する時点から短期間に第三者対抗要件が満たされることが想定されることが考えられることから、電子記録移転有価証券表示権利等についても短期間に移転するものと考えられる。

そのため、電子記録移転有価証券表示権利等について、売買契約を締結した時点から「短期間」に電子記録移転有価証券表示権利等が移転する場合にのみ売買契約を締結した時点で認識することを定めることとしても、それによる実務への影響は限定的と考えられる。

#### 検討の方向性に関する事務局の提案

19. 以上を踏まえ、電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識の時期については、売買契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合に限り、「売買契約を締結した時点」において認識することとし、実務対応報告の結論の背景において、以下を示すことが考えられるかどうか。

- 「約定日が明確である場合には、当該約定日が売買契約を締結した時点に該当すると考えられる。」こと
- 「電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点は、個々の権利ごとの根拠法に基づき判断することが考えられるが、受渡日が明確であれば、受渡日を電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点として扱うことが考えられる。」こと
- 「売買契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間かどうかは、取引慣行の確立している我が国の上場株式における受渡しに係る通常の間と概ね同期間であるかどうかに基づいて判断することが考えられる。」こと

(実務対応報告本文の文案第8項)

金融商品会計基準上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識の時期については、金融商品会計基準第7項から第9項の定めに従って行う。

ただし、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について、契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合、契約を締結した時点で買手は電子記録移転有価証券表示権利等の発生を認識し、売手は電子記録移転有価証券表示権利等の消滅を認識する。

ディスカッション・ポイント

電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の発生及び消滅の認識の時期の取扱いについて、事務局提案（本資料第19項）に関するご意見を伺いたい。

以 上

(別紙1)

電子記録移転有価証券表示権利等の発行事例<sup>6</sup>

発行月	発行する電子記録移転有価証券表示権利等の内容	発行価額	第三者対抗要件
2021年4月	社債	1億円	受渡日にプラットフォームにおける名義が更新されたとき <sup>7</sup> に第三者対抗要件が具備される(受渡日は、特に定めのある場合を除き、取引の成立日から起算して3営業日目)。
2021年8月	受益証券発行信託の受益権(裏付けは不動産)	14億円	プラットフォーム上での譲渡記録をもって <sup>8</sup> 受益権原簿の名義書換が行われ、その時点で第三者対抗要件が具備される。
2021年11月	信託受益権(裏付けは不動産)を購入する匿名組合に対して出資を行う匿名組合への出資持分(信託受益権の取得予定価格:18億円)	8億7千万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種金融商品取引業者の取次ぎを通じてプラットフォームにおいて約定が成立したあと、移転に関する情報が更新された当該第一種金融商品取引業者</li> </ul>

<sup>6</sup> 2021年11月までに有価証券届出書又は取引管理約款が公表されている発行事例を対象としている。表の記載は有価証券届出書又は取引管理約款を参照している。

<sup>7</sup> 目論見書によると、社債原簿の記録の管理のためにブロックチェーン技術を用いて構築されたプラットフォームが用いられるとしている。

<sup>8</sup> プラットフォーム上で受益権の譲渡が記録された場合には、譲渡制限が付されている受益権の譲渡に係る受託者の承諾があったものとみなされることとされているため、プラットフォーム上での譲渡が法的にも有効な権利移転となるとされている。

発行月	発行する電子記録移転有価証券表示権利等の内容	発行価額	第三者対抗要件
			<p>が作成する帳簿<sup>9</sup>が発行者に共有されたことをもって、匿名組合出資持分の移転が有効となる<sup>10</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>匿名組合出資持分の移転が有効となった日の翌営業日にプラットフォーム上のセキュリティトークンの移転の記録に基づいて確定日付のある承諾書の作成が行われ、その時点で第三者対抗要件が具備される（当該移転を第三者に対して対抗するためには、民法第467条第2項に準じて、確定日付のある承諾書により発行者の承諾を得る必要があると解されている）。</li> </ul>
2021年11月	受益証券発行信託の受益権（裏付けは信託受益権（裏付けは不動産）の一部）	7億6千万円	プラットフォーム上での譲渡記録をもって <sup>11</sup> 受益権原簿の名義書換が行われ、その時点で第三者対抗要件が具備される。

<sup>9</sup> 匿名組合出資持分を表示するセキュリティトークンの売買がなされた場合には、第一種金融商品取引業者が運用するシステム上で当該売買の記録がなされる。

<sup>10</sup> 第一種金融商品取引業者が作成する帳簿が発行者に共有されることにより、発行者は移転について承諾したものとみなされ、これにより、匿名組合出資持分の移転は有効となるとされている。当該帳簿は、①各営業日における日本時間午後4時までにセキュリティトークンの移転が行われた場合には、当該移転が生じた日に、②各営業日における日本時間午後4時以降にセキュリティトークンの移転が行われた場合には、当該移転が生じた日の翌営業日に、第一種金融商品取引業者から発行者に対して共有される。

<sup>11</sup> プラットフォーム上で受益権の譲渡が記録された場合には、譲渡制限が付されている受益権の譲渡に係る受託者の承諾があったとみなされることとされているため、プラットフォーム上での譲渡が法的にも有効な権利移転となるとされている。

(別紙 2)

## 参照している会計基準等

### 会計処理

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(「金融商品会計基準」)<sup>12</sup>

#### Ⅲ. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識

##### 1. 金融資産及び金融負債の発生の認識

7. 金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない。

##### 2. 金融資産及び金融負債の消滅の認識

###### (1) 金融資産の消滅の認識要件

8. 金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない。

9. 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。

- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

###### (結論の背景)

##### 1. 金融資産及び金融負債の発生の認識

55. 商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務は、一般に商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識するが、金融資産又は金融負債自体を対象とする取引については、当該取引の契約時から当該金融資産又は金融負債の時価の変動リスクや契約の相手方の財政状態等に基づく信用リスクが契約当事者に生じるため、契約締結時においてその発生を認識することとした(第7項参照)。

したがって、有価証券については原則として約定時に発生を認識し、デリバティブ取引については、契約上の決済時ではなく契約の締結時にその発生を認識しなければならない。

<sup>12</sup> 2019年改正を反映させている。

## 2. 金融資産の消滅の認識

### (1) 基本的考え方

56. 金融資産については、当該金融資産の契約上の権利を行使したとき、契約上の権利を喪失したとき又は契約上の権利に対する支配が他に移転したときに、その消滅を認識することとした（第8項参照）。例えば、債権者が貸付金等の債権に係る資金を回収したとき、保有者がオプション権を行使しないままに行使期間が満了したとき又は保有者が有価証券等を譲渡したときなどには、それらの金融資産の消滅を認識することとなる。

### (2) 金融資産の譲渡に係る支配の移転

57. 金融資産を譲渡する場合には、譲渡後において譲渡人が譲渡資産や譲受人と一定の関係（例えば、リコース権（遡求権）、買戻特約等の保持や譲渡人による回収サービス業務の遂行）を有する場合がある。このような条件付きの金融資産の譲渡については、金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法（以下「リスク・経済価値アプローチ」という。）と、金融資産を構成する財務的要素（以下「財務構成要素」という。）に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法（以下「財務構成要素アプローチ」という。）とが考えられる。証券・金融市場の発達により金融資産の流動化・証券化が進展すると、例えば、譲渡人が自己の所有する金融資産を譲渡した後も回収サービス業務を引き受ける等、金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなるものと考えられる。このような場合、リスク・経済価値アプローチでは金融資産を財務構成要素に分解して支配の移転を認識することができないため、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されないこととなる。

58. このため、本会計基準では、金融資産の譲渡に係る消滅の認識は財務構成要素アプローチによることとし、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは次の三要件がすべて充たされた場合とすることとした（第9項参照）。

(1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

譲渡人に倒産等の事態が生じても譲渡人やその債権者等が譲渡された金融資産に対して請求権等のいかなる権利も存在しないこと等、譲渡された金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていることが必要である。したがって、譲渡人が実質的に譲渡を行わなかったこととなるような買戻権がある場合や譲渡人が倒産したときには譲渡が無効になると推定される場合は、当該金融資産の支配が移転しているとは認められない。なお、譲渡された金融資産が譲渡人及びその債権者の請求権の対象となる状態にあるかどうかは、法的観点から判断されることになる。

- (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること

譲受人が譲渡された金融資産を実質的に利用し、元本の返済、利息又は配当等により投下した資金等のほとんどすべてを回収できる等、譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である。したがって、譲渡制限があっても支配の移転は認められるが、譲渡制限又は実質的な譲渡制限となる買戻条件の存在により、譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受することが制約される場合には、当該金融資産の支配が移転しているとは認められない。

なお、譲受人が特別目的会社の場合には、その発行する証券の保有者が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である。

- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

譲渡人が譲渡した金融資産を満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していることにより、金融資産を担保とした金銭貸借と実質的に同様の取引がある。現先取引や債券レポ取引といわれる取引のように買戻すことにより当該取引を完結することがあらかじめ合意されている取引については、その約定が売買契約であっても支配が移転しているとは認められない。このような取引については、売買取引ではなく金融取引として処理することが必要である。

## 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（「金融商品実務指針」）

### 有価証券の売買契約の認識

22. 有価証券の売買契約については、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合、売買約定日に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅の認識を行う（以下「約定日基準」という。）。ただし、約定日基準に代えて保有目的区分ごとに買手は約定日から受渡日までの時価の変動のみを認識し、また、売手は売却損益のみを約定日に認識する修正受渡日基準によることができる。

約定日から受渡日までの期間が通常の間よりも長い場合、売買契約は先渡契約であり、買手も売手も約定日に当該先渡契約による権利義務の発生を認識する。

### 受渡しに係る通常の間

23. 受渡しに係る通常の間とは、原則として、我が国の上場有価証券については、証券取引所の定める約定日から受渡日までの日数など、金融商品の種類ごとに、かつ、市場又は取引慣行ごとに、通常受渡しに要する日数をいう。例えば、上場株式の発行

日取引や発行前に約定される債券の店頭取引等については、個別具体的なケースごとに市場の慣行であると合理的に考えられる日数をいう。

#### 金融資産の消滅の認識

##### 権利に対する支配が移る場合における金融資産の財務構成要素

30. 財務構成要素アプローチにおける財務構成要素には、将来の現金の流入、回収サービス権、信用リスク及びその他の要素がある。

将来の現金の流入は市場リスクにさらされており、回収サービス権は当該金融資産の管理・回収業務に係るものである。

##### 譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

31. 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されているかどうかについては、次の点を考慮して判定する。

- ① 契約又は状況により譲渡人は譲渡を取り消すことができるか否か。
- ② 譲渡人が破産、会社更生法、民事再生法等の下に置かれた場合、管財人が当該譲渡金融資産に対し返還請求権を行使できるか否か。

上記②に関して現行法制の下においては、第三者対抗要件を満たす場合に譲渡金融資産は「法的に保全」されているものとして取り扱う。

##### 支配の移転が認められる譲渡制限

32. 譲渡制限があっても譲渡人から譲受人への支配の移転が認められる場合の譲渡制限とは、次のようなものである。

- ① 譲受人に最も有利な第三者からの購入の申込みと同一条件による譲渡人の優先的買戻権の存在
- ② 譲受人が売却又は担保差入れをする場合における譲渡人の承認（回収が不経済となったり、債務者を困難な状況に置くことがないか検討するための承認である。したがって、譲渡人の利益のため不合理に留保する場合を除く。）
- ③ 譲受人が譲り受けた資産を多数の第三者に売却することができる場合における譲渡人の競争相手への売却禁止（当該競争相手が唯一の潜在的な買手である場合を除く。）

##### 支配の移転が認められる譲渡人の買戻権

33. 譲渡人に買戻権がある場合でも、譲渡金融資産が市場でいつでも取得することができるとき、又は買戻価格が買戻時の時価であるときは、当該金融資産に対する支配が移転している。他方、譲渡金融資産が市場で容易に取得できないもので、かつ、買戻価格が固定価格であるものは、当該金融資産に対する支配は移転していない。

また、流動化資産の残高が当初金額の一定割合を下回った結果、回収サービス業務コストの見合いから譲渡人が当該残高を買い戻すクリーンアップ・コールは、支配の移転が認められる買戻権である。

#### 有価証券の売買契約の認識

231. 有価証券の買手は約定日からその市場変動リスク等にさらされているため、約定日に有価証券を認識することに異論はないが、売手については、伝統的な会計処理基準の考え方に基づき有価証券を引き渡したときに初めて消滅するという有力な見解がある。現物を引き渡さなければ支配の移転はなく、さらに、買手が約定日から受渡日の間に破産に至った場合又は決済代金を用意できなかった場合、有価証券を引き渡すことなく消滅もしないことになるから、受渡日基準で資産の消滅を認識すべきであるというものである。
232. これに対し、通常の期間内に受け渡す有価証券の売買については、約定日から受渡日までの期間に、売手はオーバーナイトの現先取引等一部の極めて限られた運用ができるだけであって、実質的に自由処分権は喪失しており、当該有価証券に対する支配、言い換えれば当該有価証券から生じるキャッシュ・フロー等の権利は買手に移転し、売手は現金の入金と引き換えに当該有価証券を引き渡す義務を負っているのみであるから、約定日に認識すべきものであるという見解がある。この見解によれば、買手が約定日から受渡日の間に破産に至った場合、売手にペナルティーが生ずることなく契約は無効とされるから、約定日後に生じた第一の後発事象として、売手は約定日に認識した処理を取り消せばよいことになる。また、伝統的な受渡日基準を適用している場合に受渡しが期末を越えるとき、売手は当該有価証券について期末に時価又は償却原価で評価することになるが、このような処理は、売手が市場変動リスクにさらされておらず、売却損益が確定している事実と反することになる。
233. 金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない（金融商品会計基準第7項）とされている。これは、厳密には当該売買契約自体を認識するのであって、契約日と受渡日が異なる固定価格による売買契約は先渡契約であるから当該売買契約そのものを先渡契約として認識し、市場相場の変動に伴う当該契約の権利義務から生じる価値を金融資産又は金融負債として認識すべきことを意味しており、売買対象となった金融資産又は金融負債そのものを認識するのではないと解される。
234. 金融資産の売買の契約は市場の規則又は慣行により設定された期間（通常の間）に当該金融資産の受渡しを行うことを定めている。通常の間による売買契約を締結した有価証券については、受渡期間が短いため、現物は受渡日まで売手にあるが、金融資産の消滅の認識における法的保全の要件（現物を引き渡さなければ第三者対抗要件がないこと。）を満たしていなくとも、短期間に受渡しが行われ法的要件を満たすと同時に対価を受領すること、受渡しの履行結果も約定日後短期間に明らかとなること、与信管理を行っていれば通常、不履行のリスクは極めて低いこと、また、売買契約締結により売手の当該有価証券の将来キャッシュ・フローに対する支配は実質的に買手に移転しており、売買約定日から時価の変動リスク又は発行者の財政

状態等に基づく信用リスク等が買手に生じることから、有価証券の売買取引について売手も買手も原則として約定日に有価証券の発生又は消滅を認識すべきものとした。

235. 実務的な会計処理として、買手については、約定日に有価証券と未払金を計上する約定日基準とともに、簡便法として継続適用を条件に、有価証券自体は計上せず時価変動差額を有価証券に計上するとともに当期の純損益又は純資産の部のその他有価証券評価差額金として計上する修正受渡日基準を認めることとした。したがって、期中は受渡日基準により処理し、決算日に約定済みで未受取となっている有価証券の時価変動差額のみを処理することも認められる。

また、売手についても、約定日に有価証券の消滅とともに未収入金及び有価証券売却損益を計上する約定日基準と、継続適用を条件として、有価証券自体の消滅を認識せず、売却損益を、貸借対照表上、有価証券の時価変動差額として処理する一方、損益計算書上、有価証券売却損益として計上する修正受渡日基準（この処理により当該有価証券は売却価額により評価される。）を認めることとした。したがって、期中は受渡日基準により処理し、決算日に約定済みで未引渡になっている有価証券の売却損益のみを処理することも認められる。

なお、市場取引も相対取引も取引内容は同一なので、同一処理を行う。

236. 約定日から受渡日までの期間が通常の間よりも長い場合、市場性ある有価証券については、通常の間以内に受け渡す有価証券の売買価格に受渡日までの期間の金利等が反映された先渡価格が売買価格となるとともに、売手は、通常、受渡期限まで所有している当該有価証券の経済的便益を享受できるので、売買契約を買手も売手も先渡契約として約定日に認識し、決算日における未決済の先渡契約をデリバティブ取引として時価評価し、評価差額を当期の純損益として計上する。ただし、当該先渡契約が、売手にとって売却対象である有価証券に関しヘッジ会計の要件を満たしている場合には、ヘッジ会計を適用する。

また、当該先渡契約が、買手にとって予定取引に係るヘッジ会計の要件を満たしている場合には、ヘッジ会計を適用する。

#### 金融資産の財務構成要素

244. 金融資産を一体としてそのリスクと経済的価値のほとんど全てが第三者に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する「リスク・経済価値アプローチ」に対し、「財務構成要素アプローチ」は、金融資産を構成する財務構成要素の一部に対する支配が第三者に移転した場合に移転した当該財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する。
- 財務構成要素には、将来の現金の流入、回収コスト又は信用リスク及びその他の要素として期限前償還リスク等がある。

財務構成要素アプローチの考え方は、元利のある債券又は債権について、元本部分と金利部分を分離して流動化したり、債権又は金利の一部を譲渡する時代の要請に適合する。

#### 譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

245. 契約又は状況により譲渡人は譲渡を取り消すことができる場合、又は譲渡人が破産、会社更生法、民事再生法等の下に置かれたときに管財人が譲渡金融資産に対し返還請求権を行使できる場合は、譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていない。したがって、このような場合、金融資産の消滅を認識しない。

246. 「法的に保全されている」とは、譲渡人に倒産等の事態が生じても譲渡人やその債権者等が譲渡金融資産に対して取り戻す権利を有していないこと等、譲渡された金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていることが必要とされている。したがって、第三者対抗要件の具備留保では、この要件を満たしていない。また、譲渡人の債権者には、譲渡金融資産に係る債務者が譲渡人に対する債権を有する場合の当該債務者も含まれ、当該債務者は当該債権と譲渡された金融資産とを相殺することができることと解されていることから、第三者対抗要件を満たした上で、債務者対抗要件を満たす必要があることになる。なお、債務者対抗要件を満たした時点で存在する債務者の譲渡人に対する債権は譲渡された金融資産と相殺できると解されている。

しかし、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「債権譲渡特例法」という。）では容易に第三者対抗要件を満たす方法が定められているが、債務者対抗要件については債務者の保護の立場から、そのような措置を採っていない。現状では債務者対抗要件を満たす行為は一般的ではなく、手間も費用もかかる。金融商品会計基準は法的保全として第三者対抗要件を想定していると解され、また、債権譲渡特例法による債権の流動化については、債権流動化の促進を阻害しないため債務者対抗要件を満たしていない場合でも例外的に債権の消滅を認めてよいと考えた。

247. 指名債権の譲渡は、民法第467条により、譲渡人が債務者に通知し、又は債務者がこれを承諾しなければ、これをもって債務者その他の第三者に対抗することを得ないとし、当該通知又は承諾は確定日付のある証書をもってしなければ債務者以外の第三者に対抗することを得ないとしている。したがって、民法の下では第三者対抗要件を満たせば同時に債務者対抗要件を満たすことになる。

一方、債権譲渡特例法に基づき指名債権であって金銭の支払を目的とした債権を譲渡した場合、同法第2条により、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第467条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなされ、当該登記の日付

をもって確定日付とされる。しかし、債務者対抗要件を満たすには、債務者譲渡登記証明書の交付による通知又は債務者の承諾が必要である。

248. 譲渡された金融資産が譲渡人及びその債権者の返還請求権の対象となる状態にあるかどうかは、法的観点から判断されることになるが、個々の状況において法的に有効かどうか判断することであり、高度な法律上の解釈を要する場合には、弁護士等法律の専門家の意見を聴取する必要がある。

以 上